

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱



厚生労働省発職 0331 第 27 号

令和 2 年 3 月 3 1 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令
の整備等に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 育児休業給付の新しい給付の体系への位置付け

1 現行の育児休業給付金に係る規定を削除するとともに、失業等給付とは別の章として新設する育児休業給付の章に同内容を規定するものとする。

2 失業等給付で措置されている未支給の失業等給付及び失業等給付の返還等の規定について、育児休業給付について準用するものとする。

二 その他

その他所要の規定の整備等を行うこと。

第二 施行期日等

一 施行期日

この省令は、令和二年四月一日から施行すること。

二 その他

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令の規定の整備を行うこと。